

# 令和元年11月17日執行 奥多摩町議会議員選挙 立候補者の被選挙権の有無及び投票の効力について

令和元年11月17日  
奥多摩町選挙管理委員会

## (1) 立候補届出の受理について

選挙長（町選挙管理委員会委員長）は、昭和36年最高裁判例により、書類上の不備がないか形式的な審査（記載した住所の町内所在の有無）までであって、記載内容・添付書類（公職選挙法上、住民票の添付でなく戸籍謄本・抄本の添付のみ）に不備がなければ、立候補届出書類を受理せざるを得ない状況であります。

よって、立候補届出の受理後、選挙長の指示により町選挙管理委員会事務局において、全ての立候補者について、3か月の住所要件、居住実態の調査を実施しました。

## (2) 被選挙権の有無の公表について

昭和26年福岡高裁判決により、被選挙権の有無の認定は選挙会（開票）決定事項となり、選挙期日前（期日前投票及び投票日当日）に被選挙権の有無の公表をすることは、違法行為との解釈がなされています。

従いまして、町選挙管理委員会においても、立候補届出後、期日前投票期間中、さらには投票日当日も、有権者の方、または報道機関等の問い合わせに対して、「全ての候補者について被選挙権の有無を確認しており、選挙会において選挙長並びに選挙立会人が協議のうえ決定するもの」として対応しました。

## (3) 選挙会（開票）における投票の効力について

選挙会において、町選挙管理委員会事務局の住所要件・居住実態の調査結果に基づき、選挙長並びに選挙立会人で協議し、被選挙権の有無・投票の効力を下記のとおり決定しました。

### 【令和元年11月17日執行 奥多摩町議会議員選挙 選挙長決定】

届出番号15・奥澤優耶候補、届出番号16・細谷秀秋候補の両名については、立候補届出に記載した当町住所地における居住実態はなく、3か月の住所要件を満たさないことから、当該候補者に対する投票があった際は、「被選挙権がない候補者への投票」として全て無効投票とする。

[問い合わせ先] 奥多摩町選挙管理委員会事務局

担当 大串・小暮（総務課庶務係）

電話 0428-83-2345